

厚生労働大臣 加藤 勝 信 殿

人事院総裁 一 宮 なほみ

平成 13 年人事院指令 9—26（福祉職俸給表の適用について）の  
一部改正について

平成 13 年人事院指令 9—26（福祉職俸給表の適用について）の一部を次の  
ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改  
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1～3 （略）	1～3 （略）
4 規則第 14 条の 2 第 1 号(4)の規 定に基づき、 <u>生活支援員、就労支 援員</u> 、心理判定員及び介護員を指 定する。	4 規則第 14 条の 2 第 1 号(4)の規 定に基づき、 <u>生活支援員</u> 、心理判 定員及び介護員を指定する。
5～7 （略）	5～7 （略）